

おしらせHOTコーナー 案内

おしらせ HOT コーナー

日時・期間
場所 対象
内容
持ち物
定員 費用
申し込み
問い合わせ

市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367



総合相談

市では、「春季行政相談強調週間」(5月18日(月)～24日(日))の一環として、次のとおり、総合相談を開催します。ぜひ、ご利用ください。

回5月22日(金) 午後1時20分～4時
※弁護士による法律相談のみ電話予約制
回5月20日(水) 午前9時～
受付電話 ☎996・2111
場八潮メセナ集会所

回日常生活の悩みごとなどについて、行政相談委員・弁護士・税理士・司法書士・行政書士・女性相談員・宅地建物取引主任が相談内容別に対応費無料
回広聴広報課 ☎373
行政相談

役所の仕事などについて、「分からない」「説明に納得できない」「処理が間違っているのではないか」などの苦情や要望を、総務大臣から委嘱された行政相談委員が受け付けます。

回毎月第2水曜日 午後1時～4時
※5月は総合相談と同時開催
回市民相談室(市役所2階)
回相談委員 野口和子さん、井山幸太郎さん

このほか、総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けています。
☎0570・090110(行政書
情110番) <http://www.soumu.go.jp>

男女共同参画推進活動 団体に補助金を交付

市では、育児・介護・女性の社会参加、男性の地域参加、人権問題など男女共同参画の推進に係る学習会等を開催するグループに補助金を交付します。

市内に活動の主体を置く3人以上の団体。ただし、営利または特定の政治活動、若しくは宗教活動を目的とする団体でないこと。

条件 ▼男女共同参画に関する内容を含む公開の学習会、または講演会を実施▼講師費用・会場使用料等、個人に還元しない費用に使用▼平成22年3月31日までに事業を実施※詳細は補助金交付要綱をご覧ください。
費3万円以内(選考あり)

用所定の用紙に必要事項を記入のうえ、6月15日までに窓口または郵送で、人権・男女共同参画課へ(補助金交付要綱および申請用紙は、窓口に設置)※郵送およびメール希望の方はご連絡ください。

回人権・男女共同参画課 ☎811
中小企業不況対策融資

不況時における特別措置として、中小企業の方を対象に経営の安定のために必要な資金の融資あっせんを行ないます。

回最近3カ月の平均売上額が、昨年同期と比べて10パーセント以上減少しているか、2年前若しくは3年前の同期と比べて10パーセント以上減少しているか、かつ、前年同期に比べて5パーセント以上減少している

戸建住宅の新規建設に助成

戸建住宅の新規建設に助成
助成率 1000万円(運転資金)
償還期間 10年以内(据え置き1年以内含む)
利率 年1.2パーセント(平成21年4月現在)

信用保証料 埼玉県信用保証協会へ支払った保証料を全額補助
保証人 原則として個人は不要、法人は代表者のみ
担保 必要に応じて求めます。

回事前に金融機関に相談のうえ、平成22年2月25日までに商工観光課(☎202)へ※融資枠が予算額に達した場合は締め切ります。

住宅改修資金補助金

市内に住民登録または外国人登録をしている方▼申込日現在、市税の滞納がない方▼既に同じ住宅で同補助を受けていない方
対象となる工事等

市内に事業所を有する施工業者が行う住宅改修工事(例)居室・浴室・台所・トイレ等の改修、建物の内外装の修繕、居室の増築等▼20万円以上(税別)の改修・増築工事▼平成22年3月31日までに完了する工事

市で実施する同様の補助制度を利用していない工事▼申込者が所有し居住する個人住宅に対する工事▼申込年度内に完了の見込みの工事▼工事着工前に補助金の申請があること

改修工事による経費(当初の見積額の範囲内)のうち、5パーセントに相当する額(10000円未満切り捨て、限度額10万円)※期間内に予算枠に達した場合は締め切ります。
回平成22年3月19日までに、商工観光課(☎479)へ

市民ボランティア活動 団体に補助金を交付

八潮市を中心に地域福祉の推進を目的に活動するボランティア団体に補助金を交付します。

回次のすべてに該当する団体
回市社会福祉協議会(市ボランティアセンター)に届出している団体
他の制度により補助金等の交付を受けていない団体▼会員が5人以上の団体▼活動実績が補助金交付申請年度の4月1日において1年以上ある団体

対象事業 団体が行う地域福祉推進事業、団体活動に必要な啓発事業
補助金額 1団体につき上限5万円
※審査のうえ予算の範囲内で交付
回6月29日までに申請書(社会福祉協議会窓口にて配布)に必要書類を添付のうえ、社会福祉協議会(ボランティアセンター)へ
☎340-0802 鶴ヶ曾根414-1 ☎995・3636

定額給付金の申請を受付中です

市では、4月24日(金)に「定額給付金申請書類」を市内の各世帯主に発送しました。まだ申請をお済みでない方は、早めの申請をお願いします。

【申請受付期間】 平成21年10月27日(火)まで(土・日・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分
※郵送による申請は、10月27日消印有効

申請方法等の詳細は、「広報やしお4月10日号」をご覧ください。
申請期限を過ぎた場合は、給付を辞退したものとみなされますのでご注意ください。

給付金の支払い方法は、口座振込が原則となります。金融機関に口座がない場合は、新たに口座を開設されるようお願いいたします。
回企画経営課定額給付金担当 ☎841

「わがまちへ 家族でお出かけ お買物」 八潮市内でのお買物のお願い

定額給付金は、市民の皆さんへの生活支援とあわせ、地域の経済対策として給付されるものです。

市内の商店会などでは、「定額給付金」の支給にあわせ、市民の皆さんに市内でお買物をしていただくため、売り出しセールを予定しています。

詳細については、6月上旬の新聞折込チラシ、広報やしお(6月10日号)、市ホームページ等でお知らせします。

地域を元気にするために、市内でのお買物をよろしくお願います。

回商工観光課 ☎202

市民税・県民税の納税通知書の 発送について

平成21年度市民税・県民税をご自身で納めていただく方の納税通知書は、大幅な税制改正に対応するため、例年より遅くなり、6月10日(水)の発送を予定しています。ご了承ください。

なお、給料から天引きで納めていただく方の税額決定通知書は5月15日(金)に勤務先へ発送を予定しています。通知書は勤務先からお受け取りください。



課税・非課税証明書の交付について

前年の所得等の記載のある平成21年度(20年分)の市民税・県民税課税・非課税証明書の交付は、6月10日(水)以降を予定しています(ご自身で納めていただく方)。

ただし、給料から特別徴収(天引き)の方に限り、5月15日(金)以降を予定しています。

それまでは、平成20年度(19年分)が最新年度の証明になりますので、発行にあたっては提出先へ事前にご確認ください。

また、駅前出張所でも課税・非課税証明書の発行を行っています。窓口業務時間は、月曜日から金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く)、午前8時30分から午後7時までです。ぜひ、ご利用ください。

回市民税課 ☎206,291